

令和5年度

南山城村立保育所入所のしおり

南山城村税住民福祉課

令和5年度

令和5年度 南山城村立保育所の入所案内について

1. 入園申込受付日時及び場所

入園希望される方は、希望入園期間を記入のうえ、必要書類を添えて申し込んで下さい。

名 称	受付期間	受付場所	募集年齢	
南山城保育園	令和5年 1月20日 (金) ～ 2月21日 (火) まで	南山城保育園	満6ヶ月になつ た翌日から就学 前まで	0歳
				1歳
				2歳
				3歳
				4歳
				5歳
南山城村税住民福祉課		南山城村役場 税住民福祉課		

※保育の利用を希望する期間については、最長で小学校入学前までの範囲内で保育が必要と見込まれる期間を申し込むことができます。

※転入等で期日までに手続できない方については、期日以降でも随時受付できます。

☆保育の実施場所

南山城保育園 住所：南山城村大字北大河原小字中谷12番地52

☆保育時間

保育時間 短時間保育 8時30分～16時30分
標準時間保育 7時30分～18時30分

※延長保育

平日 短時間保育のみ 7時30分～8時30分, 16時30分～18時30分
土曜 短・標準時間保育ともに 7時30分～8時30分, 12時00分～18時30分

※延長保育については、就労等の事情によりやむを得ない場合に利用可能。時間外保育申込書の提出が必要。職員の休暇が保証できなくなれば、保育所運営にも支障をきたすため、ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

2. 保育の必要性の認定

平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度」により、保育所の利用を希望される保護者の方は、利用のための認定（2号・3号）を受けていただくことになります。

保育所の利用を希望される保護者は、『支給認定申請書兼保育所入所等利用申込書』と保育を必要とする事由に応じた必要書類を提出し、保育の必要性の認定を受けてください。

● 認定

認定区分	年 齢	利用できる施設	保 育 時 間
2号認定	満3歳以上	・保育所 ・認定こども園	① 保育標準時間（最大11時間／日） 就労時間：1ヶ月あたり120時間以上
3号認定	満3歳未満	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育（家庭的保育等）	② 保育短時間（最大8時間／日） 就労時間：1ヶ月あたり48時間以上 120時間未満

※現在、南山城村には「認定こども園」及び「地域型保育」はありません。

※認定の有効期間については、保育を必要とする事由等により異なります。

3. 保育を必要とする事由及び必要書類

保育所へ入所できるのは、児童及び保護者が南山城村内に住所を有（居住）し、かつその児童と同一世帯に属する保護者及び65歳未満の祖父母等が、次の①～⑩の事由のいずれかにより家庭で保育できない場合です。

※南山城村内に住所を有（居住）するとは、住民登録と居住実態が一致していることをいう。

2人以上の児童の入所を同時に申込まれる場合、証明書類等は原本（1部）とその写しを提出してください。

証明書類等は、村が定める入所申込用の証明用紙を使用してください。

※就労証明書等の有効期限は証明日から3ヶ月以内

①-1 家庭外で働いている（就労）

昼間に居宅外で労働していることを常態としていること。

1日4時間以上で、月12日以上就労していること。

【必要書類】 就労証明書（勤務先での証明）または採用予定証明書
事業(自営業)申告書兼証明書（民生児童委員、商工会で証明）

農業就労等申告書兼証明書（農業委員で証明）

①-2 家庭内で家事以外の仕事をしている（就労）

昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態として
いること。

1日4時間以上で、月12日以上就労していること。

- 【必要書類】** 就労証明書（供給先で証明）
自業（自営業）申告書兼証明書（民生児童委員、商工会で証明）
内職申告書兼証明書（委託先で証明）

②妊娠中であるかまたは出産後間がない（妊娠・出産）

出産予定日の前後8週間のうち、必要な時間

- 【必要書類】** 母子健康手帳の写し（出産予定日がわかるもの）

③病気や負傷または心身に障害がある（疾病・障害）

- ・ 疾病にかかり若しくは負傷し、または精神若しくは身体に障害を有する者
- ・ おおむね1ヶ月以上入院する場合
- ・ おおむね1ヶ月以上の通院で、それに要する時間が1日4時間以上でかつ月12日以上の場合
- ・ その他おおむね1ヶ月以上の、保育ができない旨を記載した医師の診断書等が提出された場合

- 【必要書類】** 医師の診断書、障害者手帳等の写し

④同居または長期入院等している親族の介護・看護をしている（介護等）

- ・ 1ヶ月以上にわたり疾病の状態にある、または精神若しくは身体に障害を有する親族を常時介護している場合
- ・ おおむね1ヶ月以上の入院の付き添い看護を必要とする場合
- ・ おおむね1ヶ月以上の通院で、1日4時間以上でかつ月12日以上の通院看護を必要とする場合
- ・ その他おおむね1ヶ月以上の、看護が必要な旨を記載した医師の診断書等が提出された場合

- 【必要書類】** 医師の診断書、障害者手帳等の写し
介護・看護状況申告書兼証明書

⑤火災や風水害、震災などの復旧にあたっている（災害復旧）

- 【必要書類】** 罹災証明書

⑥求職活動を継続的に行っている（起業準備を含む）（求職活動）

3ヶ月間を限度として、村が必要と認める期間
【必要書類】 求職活動（起業準備）状況申立書

⑦就学している（職業訓練校等における職業訓練を含む）（就学）

【必要書類】 在学証明書及び時間割表など

⑧虐待やDVのおそれがあること

【必要書類】 配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明など

**⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
（育児休業中の新規入所はできません）**

【必要書類】 育児休業証明書
育児休業取得がわかる書類（就労証明）

⑩その他（村長が認める①～⑨に類する状態にあること。）

【必要書類】 村長が必要と認める書類

※入所申込時において保護者等が就労していない場合でも、別紙の誓約書（就労用）の提出があれば申込できます。

但し、指定した期限までに在職等証明書類が提出されなかった場合は、入所を解除することとなります。

※入所申込時において入所対象児童等が本村に住所を有していない場合でも、別紙の誓約書（転入・転居用）の提出があれば申込できます。

但し、入所日の前日までに本村に転入かつ居住されなかった場合は、入所を解除することとなります。

（重要）入所日以降に住民登録と居住実態が一致しない場合は、入所を解除することとなります。

※後述しますが、保育料は無償です。但し、転入された方については課税証明書の提出を求める場合がございます。

①令和4年1月2日以降に、南山城村に転入した場合

「令和4年度市町村民税課税証明書」または「市町村民税納税通知書」

②令和5年1月2日以降に、南山城村に転入した場合

「令和4年度市町村民税課税証明書」または「市町村民税納税通知書」

「令和5年度市町村民税課税証明書」または「市町村民税納税通知書」※1

※1：令和5年6月30日までに後日ご提出ください。

4. 保育料の決定について

南山城保育園については、全学級で保育料無償化しているため、0歳児から5歳児の全ての保育料はいただきません。

5. その他（注意点）

※入所申込書提出後、諸事情により当初の申込み内容に変更が生じた場合（世帯の状況・勤務先・勤務内容等・各種証明内容に変更が合った場合等）は、その都度すみやかに該当する書類等を税住民福祉課もしくは保育園に提出してください。

※提出書類に虚偽の記入・申し立て等が判明したとき、又、保育を必要とする事由に該当しなくなったときには、入所を解除することがありますのであらかじめご了承ください。

※保育を必要としていることを確認させていただくため、「家庭状況調査書」等を提出していただく場合がありますのでご了承ください。

※入所して最初の日から通常保育になりますと、お子様にとって心身ともに負担になる場合もあることから、入所後1週間程度は午前中のみの保育となります。（ならし保育）但し、継続児童は、通常保育とします。

※南山城保育園の休園日は、年末・年始（12月29日～1月3日）、日曜日、国民の祝祭日、その他村長が特に必要と認めた日です。

※気象警報が京都府南山城村に発令された場合、登園を見合わせていただいたり、途中降園していただくこともありますのであらかじめご了承ください。

※近年、働き方の多様化から自宅で就業することも可能となり、就労の実態が見えにくくなってきております。実態が把握できなければ、保育認定の審査ができませんので、情報提供にご協力ください。

※保育認定が取れても、南山城保育園に入園できるとは限りません。職員の確保及び休暇の確保が十分でなければ、待機児童も考えられます。あらかじめご了承ください。

※申込みについて、必要な書類など不明な点がございましたら、税住民福祉課までお問い合わせください。

問い合わせ先

南山城村役場税住民福祉課

京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字久保14番地1

電話番号 0743-93-0103

Fax 0743-93-0444

令和5年度 保育園 入園年齢

0歳児（あひる組）

満6ヶ月になった翌日～

1歳児（こじか組）

令和3年4月2日生～令和4年4月1日生

2歳児（りす組）

令和2年4月2日生～令和3年4月1日生

3歳児（うさぎ組）

平成31年4月2日生～令和2年4月1日生

4歳児（くま組）

平成30年4月2日生～平成31年4月1日生

5歳児（ぞう組）

平成29年4月2日生～平成30年4月1日生